

地域コミュニティ活性化の取組に関する調査

平成25年2月20日(水)

宮崎県小林市総務部総合政策課



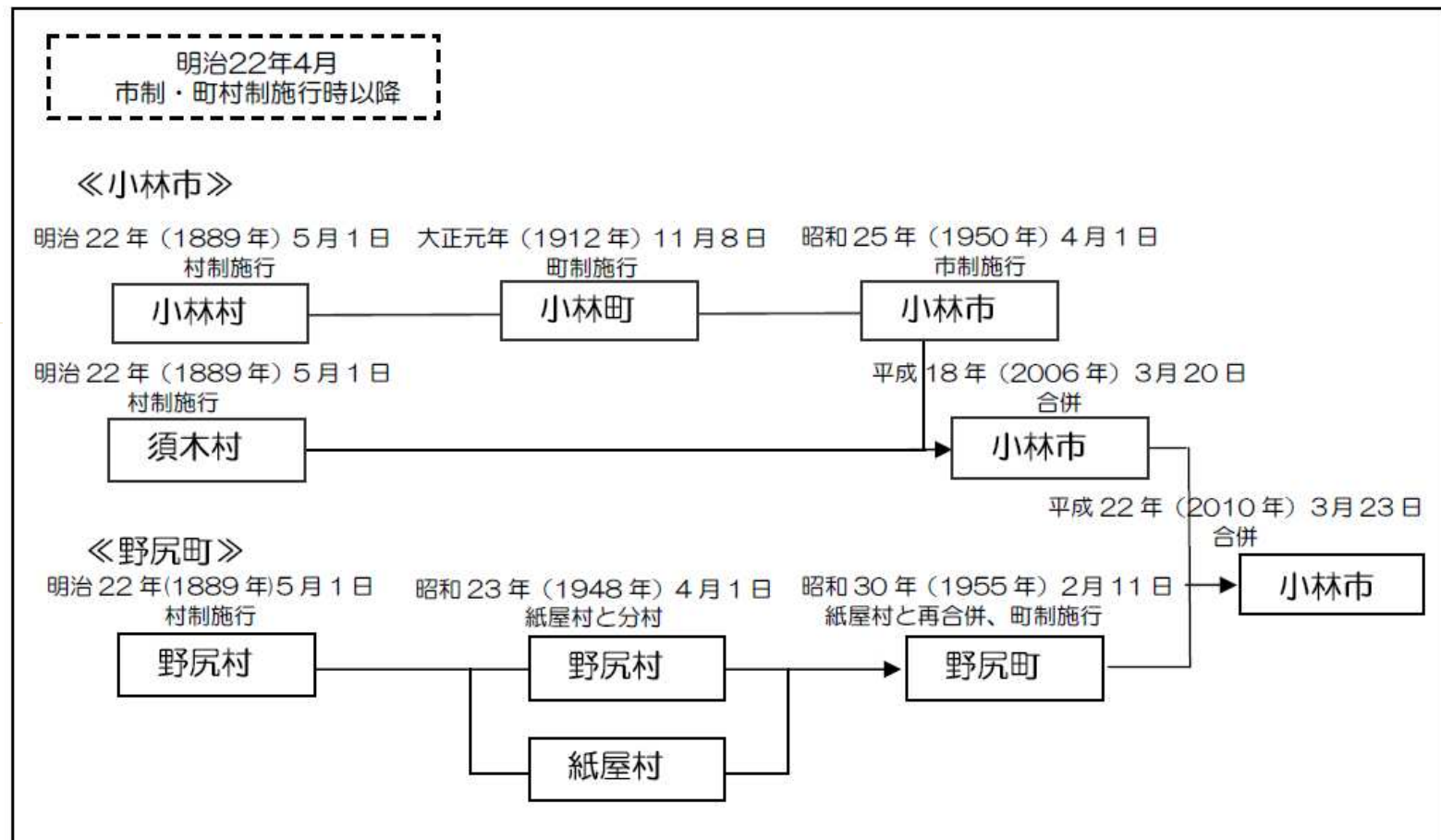
・小林市の概要（位置）



図 本市の位置

・ 小林市の概要（歴史）

■本市の合併の変遷■



・小林市の概要（人口）

表 人口・世帯数・平均世帯人員の推移

		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	H2→H22 伸び率
人口(人)	小林市	53,480	52,828	51,697	49,820	48,270	90.3%
	小林地区	41,048	40,840	40,346	38,923	38,213	93.1%
	野尻地区	9,526	9,202	8,920	8,670	8,075	84.8%
	須木地区	2,906	2,786	2,431	2,227	1,982	68.2%
世帯数(世帯)		17,745	18,891	18,952	19,025	19,576	110.3%
平均世帯人員(人/世帯)		3.0	2.8	2.7	2.6	2.5	-

資料：国勢調査

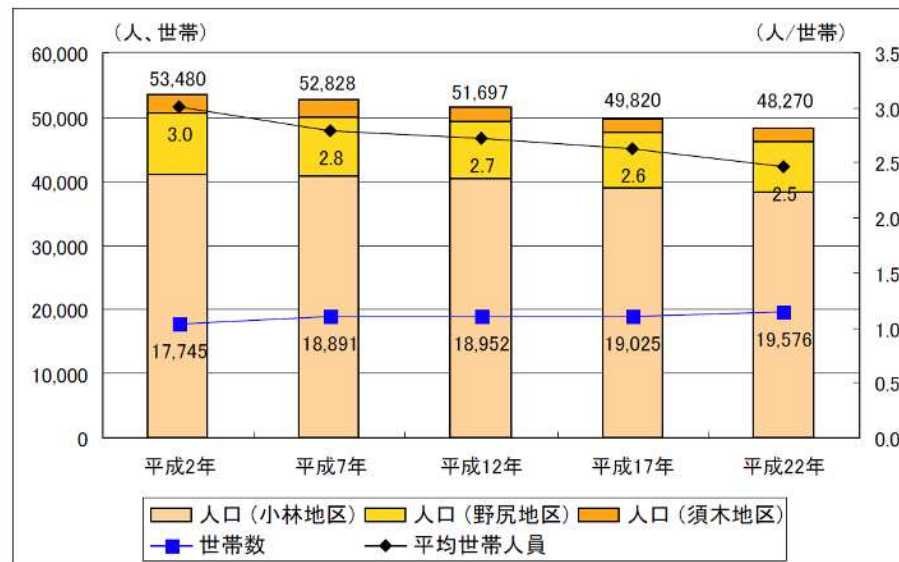


図 人口・世帯数・平均世帯人員の推移

資料：国勢調査

・ 小林市の概要（人口）

表 年齢階層別人口の推移（単位：人、％）

	平成2	平成7	平成12	平成17	平成22	宮崎県 (H22)	H2→H22 伸び率
年少人口	11,146	9,830	8,294	7,052	6,285	158,588	56.4%
生産年齢人口	33,753	32,487	30,901	29,104	27,286	680,854	80.8%
老年人口	8,566	10,511	12,502	13,664	14,566	291,301	170.0%
不詳	15	0	0	0	133	4,490	-
計	53,480	52,828	51,697	49,820	48,270	1,135,233	90.3%

資料：国勢調査

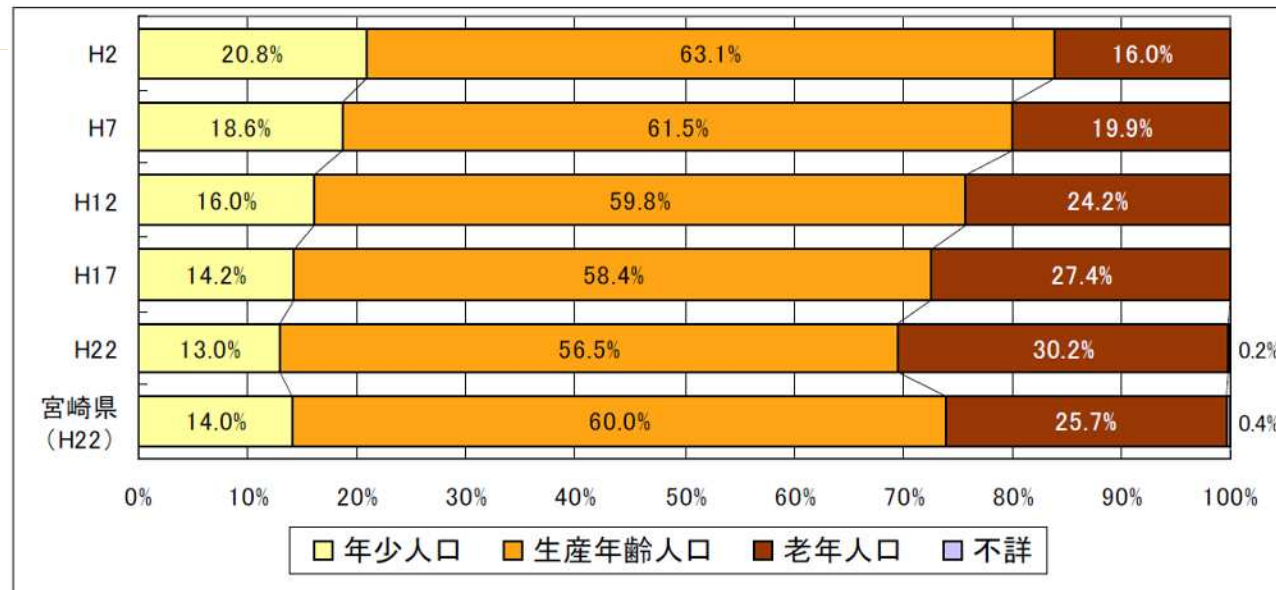


図 年齢階層別人口比率の推移

・ 小林市の概要（産業）

表 産業分類別にみる従業者数の推移（単位：人）

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	宮崎県 (H17)
第1次産業	7,331	6,442	5,692	5,424	69,948
第2次産業	6,216	6,361	5,668	4,786	126,238
第3次産業	11,684	12,634	13,067	13,527	351,717
分類不能	3	8	20	228	4,835
	25,234	25,445	24,447	23,965	552,738

資料：国勢調査

※平成22年国勢調査：平成24年3月時点未公開

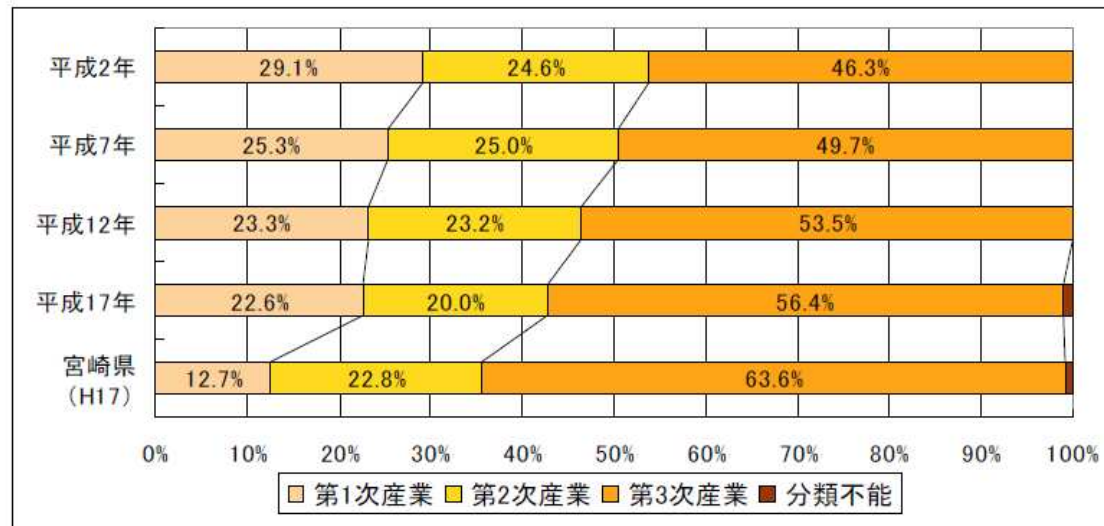


図 産業者別従業者比率の推移

・ 小林市の概要（産業）



メロン・マンゴー



栗



観光農園の梨・ぶどう

・ 小林市の概要（産業）



和牛オリンピック(全国共進会)で2連覇達成

宮崎牛(西諸牛)



・小林市の概要（魅力）

観光



・小林市の概要（魅力）

湧水



小林市には、全国名水百選に選ばれた出の山湧水をはじめ、確認されているだけでも70ヶ所程の湧水地があります。

この豊かな湧水を守るために今回新たな試みを小林市では行います。

宮崎県内で初めて

小林市水資源保全条例の制定

・小林市の概要（魅力）

スポーツ



小林高校(駅伝・バスケットボール・ウエイトリフティング)、
小林秀峰高校(ハンドボール・新体操)といった高校を中心としたスポーツが盛んです。

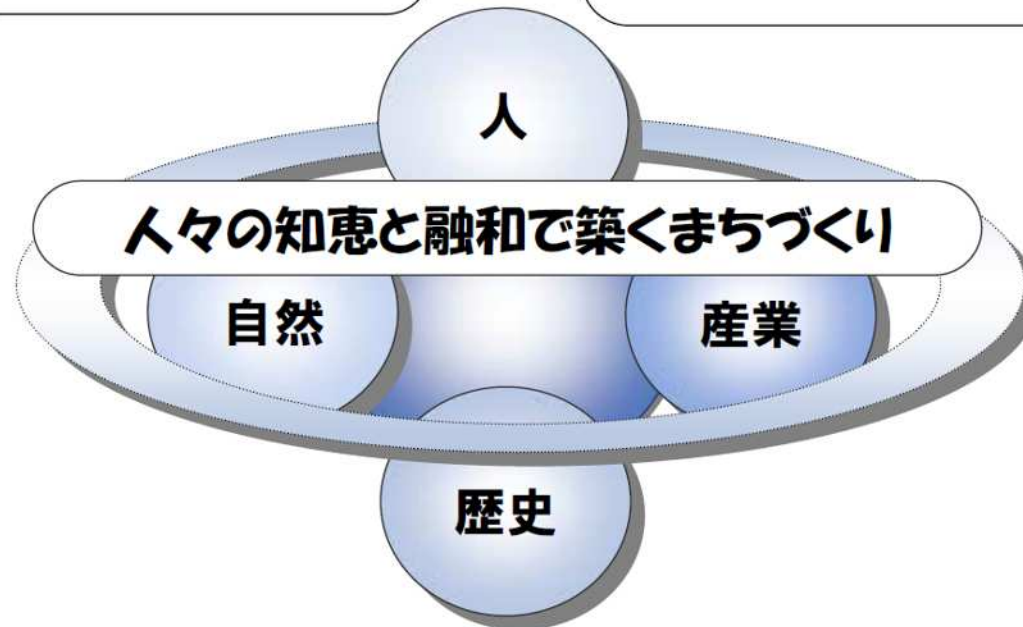
・ 総合計画

霧島の麓に人・産業・歴史・自然が息吹き
元気あふれる交流都市 小林市

◆「霧島の麓に人・産業・歴史・自然が息吹き」とは
本市の個性豊かな「人」と「産業」、「歴史」、「自然」などの地域資源が相互にからみ合いながら、いきいきとしたまちづくりを進めていくことを意味します。



◆「元気あふれる交流都市」とは
「健康で前向きな人」、「活気に満ちた産業」、「悠久の歴史」、「豊かな自然」が元気にあふれ、子どもから大人まですべての人が自分たちのまちに誇りを持ち、本市内外の人やまちと盛んに交流する都市を意味します。



・まちづくりの基本方針

まちづくりの基本方針

- ①自然と共生する美しい安心安全のまち
- ②助け合いとともに生きる生涯現役のまち
- ③地域の活力を創出する産業交流のまち
- ④個性あふれ次代を担う学習文化のまち
- ⑤住む喜びを実感できる生活優先のまち
- ⑥語らいとふれあいある参画・協働のまち



- **重点事業**

地域医療の充実

危機管理クラウドシステムの構築

市庁舎建設

協働のまちづくり

6次産業化

戦略プロジェクト

など

・協働のまちづくり

時代背景

- 社会環境の変化
- 市民ニーズの多様化
- 地域コミュニティの機能低下
- 市民活動の活発化
- 地方分権の進展
- 行財政改革への対応

など

・ 協働のまちづくり

● 地方自治の本旨

行政を国（中央政府）の関与を排除して、地域住民の意思に基づいて処理することを原則とし、「国からある程度独立した地方公共団体をつくり（団体自治）、その地方公共団体を住民参加と意思に基づいて運営（住民自治）すること」

協働のまちづくり 地方自治の本旨に立ち返る

● 公共のしくみ形成と自治体OSの変換

公共的なもの（行財政サービス）の設計意思ルートが行政だけでなく、住民側にも存在

住民の声を公計画に反映・実現するしくみの実現

地方の「統治者」であった行政が「調整役」「アシスト役」「地域のファシリテータ・コーディネーター」へと変化

公共のしくみ形成と自治体オペレーションシステムの変換

・ 協働のまちづくり

・ これまでの取組み（市民）

- 平成20年3月 「市民協働のまちづくり基本指針」策定
小林市協働のまちづくり推進検討委員会の検討による
素案をもとに策定
- 平成21年5月 協働のまちづくり市民会議発足
各種団体からの推薦、公募による市民ら総勢30名の
協働実践組織。ボランティア。
- 平成23年5月 協働のまちづくり実現に向けた提言
協働推進部会～市民活動促進、行政の推進体制の充実
地域コミュニティ部会～地域課題の解決のため新たな
コミュニティの構築
まちづくり基本条例部会～まちづくりの基本的な考え
方やルールを示した条例の
素案

・協働のまちづくり

● これまでの取組み（行政）

- 平成19年5月 「元気なまちづくり支援補助金」創設
市民と行政による団体の選考
- 平成22年7月 「NPOパートナーシップ創造事業補助金」創設
市民と行政による団体選考
NPOと行政との協働事業
- 平成23年5月 協働ワーキンググループ設置
各課からの推薦、計28名
協働のまちづくり市民会議からの提言実現に向けた検討
協働推進・地域コミュニティ・自治基本条例部会
- 平成23年10月 市民活動支援センター設置
NPOに運営を委託
- 平成24年5月 地域担当職員制度モデル試行
西小林・須木・野尻地区で実施
- 平成19年度～23年度 職員研修の実施
- 平成20年度～23年度 フォーラム・シンポジウムの開催

市民協働のまちづくり基本指針

(2) 新たな地域コミュニティの形成

新たな地域コミュニティの必要性

一方では、少子・高齢化が進展する中、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる環境づくりや、独居老人対策、介護予防対策など高齢者が安心して暮らせるような地域での支え合い、地域が育んできた共同作業や行事など行政の画一的なサービスでは対応できない地域の実情に合ったきめ細かい取り組みが必要とされてきています。

そのため地域でできることは地域が担う、地域でできないことを行政が担うという、「補完性の原則」に基づいたまちづくりを進めることが求められています。

そこで、地域の課題を発見し、住民自らが考え行動するうえで受け皿として、地域コミュニティの活性化が図られなければなりません。地域コミュニティ組織のあり方はもとより、地域コミュニティと行政が、公共サービスに果たす役割分担を明確にしたうえでまちづくりを進めていく、新たな地域コミュニティの形成を推進する必要があります。

市民協働のまちづくり基本指針

新たな地域コミュニティの単位規模

地域の課題やまちづくり目標の実現に向けて、地域の特性を活かし市民が主体となって計画・実行する地域分権社会を築くため、新たな地域コミュニティは、小学校の通学区域程度の単位規模を基本とし、市民、NPO法人、市民活動団体、ボランティア団体、地域組織（区・組等）、地域団体（婦人会、青年団、老人クラブ、消防団、PTA等）、事業者等を含めたまちづくり協議会組織と考えます。なお、本市は地域ごとの人口分布に大きな差があるため、地域によってはいくつかの単位（例えば、大字、沿道地域、町並み単位等）で組織することも必要となると思われます。

協働のまちづくり市民会議からの提言書

協働のまちづくり実現
に向けた提言書

平成23年5月31日
小林市協働のまちづくり市民会議

人と人との絆を大切にする
まちづくりのための提言書



平成 23 年 5 月 31 日

小林市協働のまちづくり市民会議
地域コミュニティ部会

小林市協働のまちづくり市民会議

きずな協働体の設立に向けて

- モデル地区の選定

平成23年12月小林市区長会総会において意向調査を実施

3地区（西小林中学校区・須木地区・野尻地区）を選定

P T A、消防団など地域団体への説明
須木区・野尻町区地域協議会への説明
区長会理事会に報告

きずな協働体の設立に向けて

- 地域支援員、地域担当職員の設置

地域支援員

モデルの3地区に区長を中心とした地域住民に委嘱
地域担当職員と連携して地域点検や地域づくりの機運を醸成
きずな協働体の設立に向けた活動

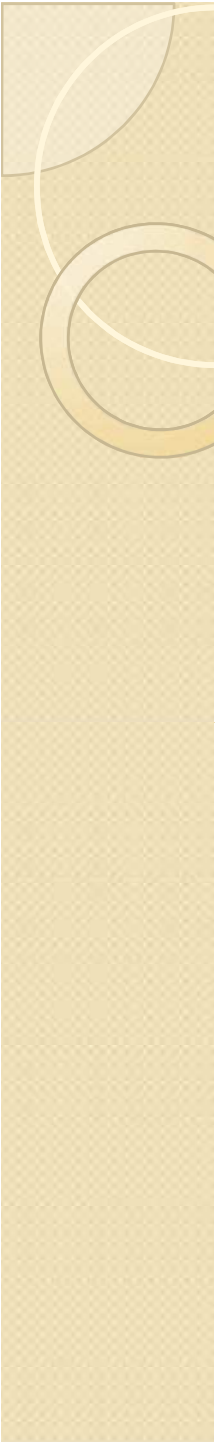
任期は1年

地域担当職員

平成24年4月1日からモデル試行

モデル3地区（西小林中学校区・須木地区・野尻地区）に設置
リーダーは市長からの指名（部長・総合支所長）

チーム員は公募（出身・居地・職種・職階・男女・年齢は問わず）
公務としての取扱い



早稲田大学マニフェスト研究所の支援・協力
(平成24年度)

市民と一体となった、
より具体的で実効性のある
協働の取組み

小林市の将来

現在の小林市の人口約 48,000 人



30年後 約 33,000 人

30年後も 48,000 人であるために

一点突破、全面展開

産業、教育、医療、雇用など各分野にわたる不断の取組みが必要



まずは、一つの事柄に集中して取組み、そこでの成功をもって他の分野（事柄）に広げていく



一点突破、全面展開の取組みが必要

テーマ

30年後の小林市を見据えて、喫緊の課題とともに市民と想いを共有して、一緒に取組めるテーマ



「安心安全」

安心安全の実現

「安心安全」



市民自らが身を守る「自助」
地域や隣人との協力による
「共助」
行政などによる「公助」

協働による取組み

市民が自発的に活動できる
地域のつながりを活かすことができる
市民と行政が一体となった取組みができる



「自主防災組織を確立する」

目指す姿

目指すべき目標の設定



目標を達成する取組み



市民だけでなく外部から認知される



人が集まる（人口が増える可能性）